

〈参考〉

対策対象松林について

県は、森林病虫害等防除法第7条の5第1項の規定により、森林資源として重要な松林を保護し、その有する機能を確保するため、松くい虫防除事業を行う森林（対策対象松林）の区域を指定し、松くい虫を駆除し、又はそのまん延を防止することとなっている。

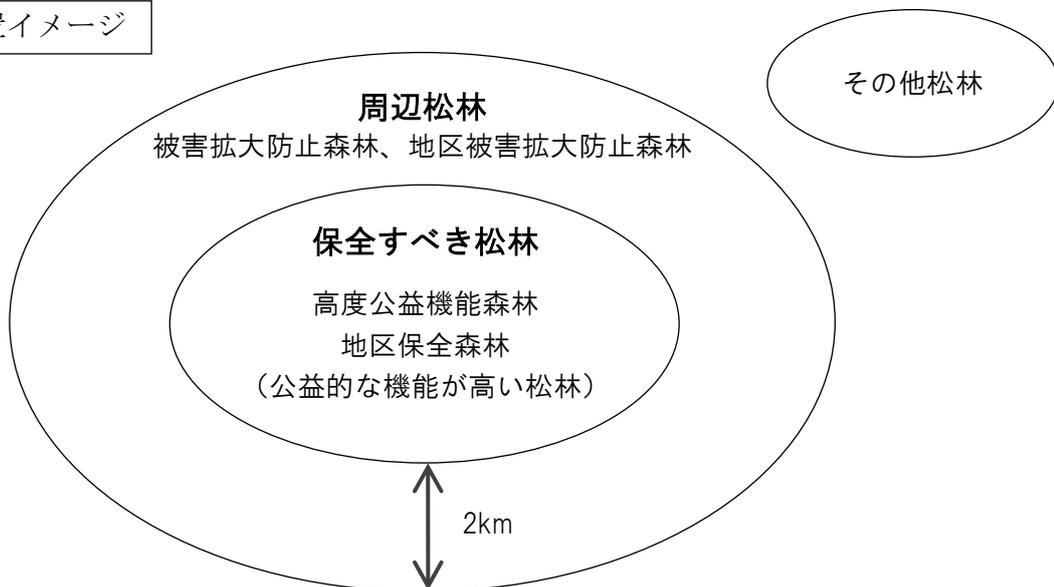
対策対象松林の定義

- 高度公益機能森林（県知事指定：協議事項）
森林法により保安林として指定された松林及び、その他の公益的機能が高い松林であって、松林以外では当該機能を確保することが困難なものとして政令で定める森林。
- 被害拡大防止森林（県知事指定：協議事項）
被害対策を緊急に行わないと、高度公益機能森林に著しく拡大すると思われる松林であって、具体的には、高度公益機能森林の周辺にあってこの森林を保全するため、樹種転換を促進しようとする森林。

〈以下参考〉

- 地区保全森林（市町村長指定）
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、高度公益機能森林に準じた対策を行う森林。
- 地区被害拡大防止森林（市町村長指定）
高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林のうち、被害拡大防止森林に準じた対策を行う森林。

配置イメージ



2 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域指定（又は変更^{※1}）の手続き

森林病虫害等防除法及び林野庁通知^{※2}に基づき、下記のとおりとなっている。

- (1) 森林病虫害等防除連絡協議会の意見を聴いて^{※3}高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）を作成する。
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について、関係市町村長の意見を聴く。
- (3) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定案（変更案）について都道府県森林審議会（部会）に諮問し、答申を得る。
- (4) (3)の答申を得た後、高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域を公表し関係市町村長に通知するとともに、農林水産大臣に報告するものとする。

※1 ここでの「変更」とは対策対象松林の区域面積や位置などの変更を指し、区域の解除は該当しない（松林でなくなった森林に限る）。

※2 平成9年4月1日付け9林野造第104号「高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針の策定、地区防除指針の策定並びに地区実施計画の策定について」

※3 宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領第4条（2）において、協議事項となっている。

【宮城県松くい虫防除対策協議会設置要領（抜粋）】

（協議事項）

第4条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 宮城県防除実施基準の策定又は変更に関し必要な事項
- (2) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定又は変更に関し必要な事項
- (3) 樹種転換促進指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (4) 地区防除指針の策定又は変更に関し必要な事項
- (5) その他松くい虫被害対策に必要な事項

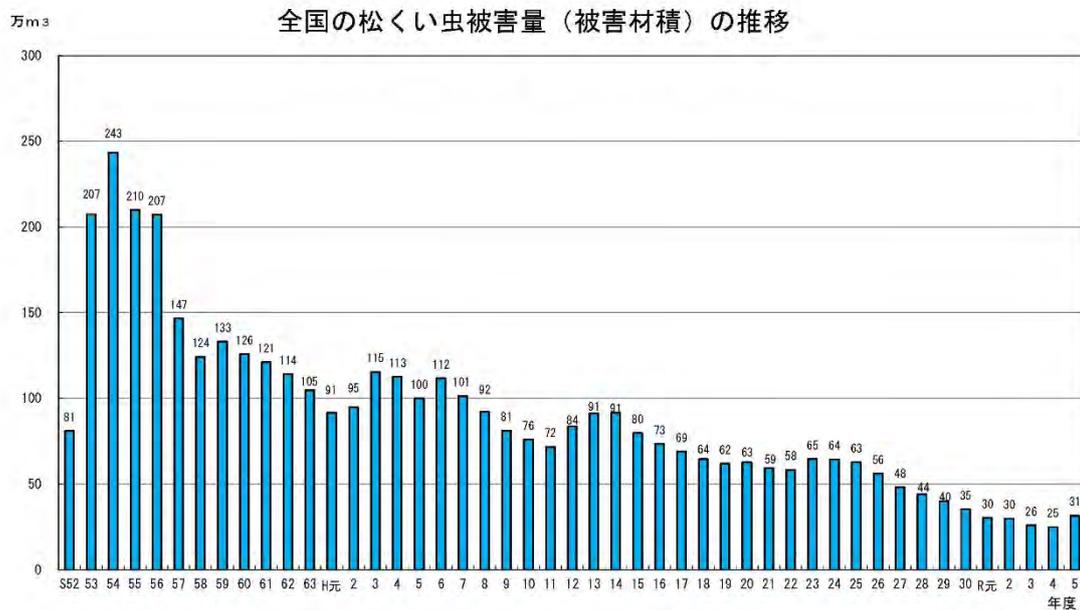
宮城県松くい虫被害の現状について

1 松くい虫被害量

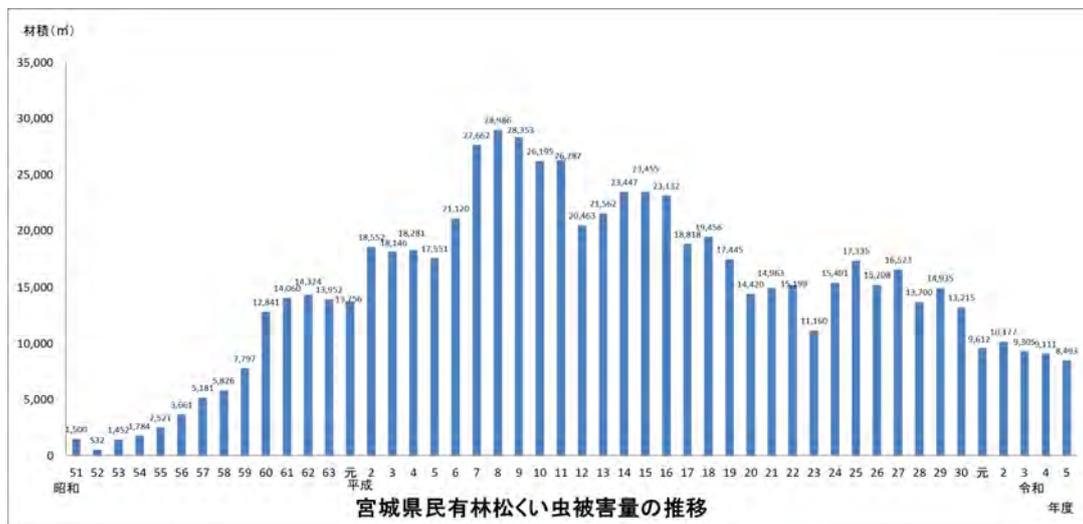
全国： R4 248.6 千m³ → R5 314.9 千m³ (前年比 127%)

宮城県： R4 9.1 千m³ → R5 8.5 千m³ (前年比 93%)

- ・昭和 50 年に石巻市で発生
- ・被害のピークは平成 8 年度の 28,986 m³
- ・令和 5 年度の被害量は 8,493 m³ (前年度比 93%)
- ・特別名勝「松島」地域の R5 被害量は、3,208 m³と県内の被害の約 3～4 割



引用：林野庁資料(R5)



2 現在実施している取組

・伐倒駆除

適期：10～2月（遅れる場合羽化脱出前（6月）まで

当年度被害木を中心に駆除処理を実施し、マツノマダラカミキリの繁殖を防止する。
くん蒸処理、破碎処理、へり搬出処理などを実施する。



・特別防除（空中散布）

適期：6月（羽化脱出前）

広範囲かつまとまったマツ林であり、周囲への散布の影響が少ない箇所を実施する。
マツノマダラカミキリの食害を予防する。



・地上散布

適期：6月（羽化脱出前）

周囲への散布への影響があり、空中散布が困難なまとまったマツ林で実施する。
マツノマダラカミキリの食害を予防する。



・樹幹注入

適期：11月～2月

薬剤の注入により確実に単木単位で予防する。

薬剤散布と比べてコストが高いため、実施箇所の精査が必要である。



・生立木除去

被害拡大防止森林など感染源を取り除き、樹種転換を図る。



・植栽

被害木処理をした跡地の景観再生のために実施する。

・被害材搬出・利用

特別名勝「松島」地域等、景観対策として、
過去にくん蒸処理した被害木を撤去する。



都道府県別松くい虫被害量（被害材積）の推移（総数）

（単位：千m³）

都道府県	R元	R2	R3	R4	R5	対前年度比
01 北海道	-	-	-	-	-	***
02 青森県	0.1	0.1	0.2	0.1	0.3	190%
03 岩手県	28.1	22.9	18.8	15.4	13.8	90%
04 宮城県	10.7	11.2	10.1	9.9	9.7	98%
05 秋田県	9.4	7.6	8.9	17.3	21.8	126%
06 山形県	24.1	20.1	25.2	25.0	59.0	236%
07 福島県	30.8	30.6	29.8	27.4	26.6	97%
08 茨城県	3.3	2.9	1.4	1.6	1.2	76%
09 栃木県	6.6	6.2	5.6	5.2	4.8	93%
10 群馬県	4.4	3.0	3.1	2.9	2.6	89%
11 埼玉県	-	0.0	0.0	0.0	-	皆減
12 千葉県	0.4	1.1	0.9	1.0	0.8	80%
13 東京都	0.0	0.6	0.9	0.7	0.7	100%
14 神奈川県	0.4	0.3	0.5	0.2	0.2	111%
15 新潟県	4.4	3.2	5.3	6.6	18.0	274%
16 富山県	0.4	0.7	0.4	0.3	0.2	84%
17 石川県	5.1	7.2	6.7	5.1	5.7	112%
18 福井県	1.8	1.4	1.3	1.1	1.1	97%
19 山梨県	4.0	4.2	3.7	3.6	3.6	100%
20 長野県	72.0	65.7	52.7	55.6	56.5	102%
21 岐阜県	0.6	0.5	0.3	0.5	0.5	111%
22 静岡県	6.8	7.2	4.7	5.8	7.0	120%
23 愛知県	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5	83%
24 三重県	0.9	0.4	0.3	0.3	0.3	88%
25 滋賀県	0.5	0.4	0.2	0.3	0.4	108%
26 京都府	5.1	3.0	2.3	2.9	3.8	128%
27 大阪府	0.5	0.5	0.5	-	-	***
28 兵庫県	1.6	2.0	3.1	1.7	1.5	86%
29 奈良県	0.5	0.6	0.5	0.8	0.7	93%
30 和歌山県	0.8	1.4	1.1	1.1	0.7	59%
31 鳥取県	3.3	3.9	6.3	4.0	5.2	131%
32 島根県	2.9	2.9	3.6	3.8	5.4	142%
33 岡山県	4.2	4.1	2.5	2.5	2.8	113%
34 広島県	9.4	9.6	9.5	9.5	9.5	100%
35 山口県	14.1	14.0	12.3	12.1	12.4	103%
36 徳島県	0.2	0.3	0.3	0.4	0.5	123%
37 香川県	5.8	5.3	5.5	5.3	5.2	98%
38 愛媛県	3.0	3.0	2.9	1.7	1.6	95%
39 高知県	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	105%
40 福岡県	2.0	3.8	4.5	3.2	3.7	116%
41 佐賀県	0.3	0.3	0.3	0.5	0.6	122%
42 長崎県	11.3	26.5	11.5	0.9	0.6	66%
43 熊本県	0.4	0.5	1.3	0.7	1.0	132%
44 大分県	0.2	0.2	0.2	0.4	0.3	97%
45 宮崎県	1.1	1.3	1.7	2.2	5.7	260%
46 鹿児島県	18.7	16.0	5.1	4.3	4.4	102%
47 沖縄県	0.7	0.7	2.0	4.0	13.9	350%
合計	302.1	298.1	258.7	248.6	314.9	127%

- 1 民有林（林野庁所管以外の国有林含む。）については、都道府県からの報告による。
- 2 国有林（官行造林地を含む。）については、森林管理局からの報告による。
- 3 都道府県ごとに小数点以下第二位を四捨五入した。
- 4 四捨五入により合計と一致しない場合がある。
- 5 被害の発生していないものを「-」、50m³未満の被害が発生しているものを「0.0」としている。

確定版

令和5年度宮城県民有林松くい虫被害量

単位：本、m³

事務所	市町村	令和4年度		令和5年度		前年比 (%)	事務所	市町村	令和4年度		令和5年度		前年比 (%)	
		本数	材積	本数	材積				本数	材積				
大河原	白石市	95	68	106	61	89	栗原	栗原市(旧築館町)	36	15	53	29	195	
	角田市	170	129	181	100	77		栗原市(旧若柳町)	3	2	7	3	146	
	蔵王町					-		栗原市(旧栗駒町)					-	
	七ヶ宿町	1	1	1	2	170		栗原市(旧高清水町)	2	2	12	18	966	
	大河原町	8	6	9	10	170		栗原市(旧鶯沢町)					-	
	村田町	102	61	103	48	79		栗原市(旧一迫町)	9	6	85	71	1,273	
	柴田町	100	71	122	56	78		栗原市(旧瀬峰町)			18	31	皆増	
	川崎町					-		栗原市(旧金成町)			11	13	皆増	
	丸森町	500	292	1,434	593	203		栗原市(旧志波姫町)	9	1			皆減	
計	976	629	1,956	870	138	栗原市(旧花山村)					-			
仙台	計						計	59	25	186	165	647		
	仙台市	357	297	82	81	27	登米	登米市(旧米迫町)	23	20	28	18	91	
	塩竈市	195	168	354	223	133		登米市(旧登米町)			11	12	皆増	
	名取市	22	31	14	23	76		登米市(旧東和町)	88	117	222	236	202	
	多賀城市					-		登米市(旧中田町)	8	16	10	22	139	
	岩沼市	37	50	77	75	152		登米市(旧豊里町)	25	18	58	15	81	
	富谷市	12	9			皆減		登米市(旧米山町)					-	
	亘理町	56	48	272	115	242		登米市(旧石越町)	4	5	10	10	199	
	山元町					-		登米市(旧南方町)					-	
	松島町	1,058	920	691	750	82		登米市(旧津山町)					-	
	七ヶ浜町	1,122	819	913	674	82		計	148	176	339	314	178	
	利府町	379	366	458	412	113		東部	石巻市(旧石巻市)	2,366	1,846	927	655	35
	大和町	162	46	100	32	69			石巻市(旧河北町)	126	64	711	357	557
大郷町					-	石巻市(旧雄勝町)							-	
大衡村			142	97	皆増	石巻市(旧河南町)	35		102	7	16	16		
計	3,400	2,753	3,103	2,483	90	石巻市(旧桃生町)	5		9	6	12	144		
北部	大崎市(旧古川市)					-	石巻市(旧北上町)		33	28			皆減	
	大崎市(旧松山町)					-	石巻市(旧牡鹿町)		1,220	507	998	435	86	
	大崎市(旧三本木町)					-	東松島市(旧矢本町)		16	12	24	9	71	
	大崎市(旧鹿島台町)					-	東松島市(旧鳴瀬町)		2,573	1,779	1,819	1,148	65	
	大崎市(旧岩出山町)					-	女川町		955	528	1,118	641	121	
	大崎市(旧鳴子町)	7	16	10	28	177	計		7,329	4,874	5,610	3,273	67	
	大崎市(旧田尻町)					-	気仙沼		気仙沼市(旧気仙沼市)	578	431	1,225	995	231
	加美町					-			気仙沼市(旧唐桑町)	388	206	423	244	118
	色麻町					-		気仙沼市(旧本吉町)					-	
	涌谷町					-		南三陸町(旧志津川町)			57	67	皆増	
	美里町(旧小牛田)					-		南三陸町(旧歌津町)			60	54	皆増	
	美里町(旧南郷)					-		計	966	637	1,765	1,359	213	
	計	7	16	10	28	177		県合計		12,885	9,111	12,969	8,493	93